

プロポーザル方式による事業者選定結果表

プロポーザルに付した事項	担当課 企画情報部まちづくり政策課 契約名 淡路市地域DX導入支援業務		
審査の日時	令和6年7月26日(金) 午後1時30分～		
審査の場所	淡路市役所2号館3階大会議室		
予定価格	契約予定金額		
80,000,000円	79,966,810円		
当選基準点(当選要件)	480点 (評価点合計の6割)		
候補者名	フェリカポケットマーケティング株式会社	総合点	584点
番号	提案者氏名(五十音順)	候補者の選定理由	
1	豊田通商株式会社	審議会委員の合計評価点が最高得点であり、本事業の遂行にあたり、同種事業の実績も多く、企画力及び技術力に優れており、包括的に地域課題の解決が図れ、地域経済の活性化に大きく貢献することが期待できる提案であったため。	
2	フェリカポケットマーケティング株式会社		
3			
4			
5			

契約予定金額 ¥79,966,810 - (うち消費税及び地方消費税) ¥7,269,710-

<プロポーザルに参加する者に必要な資格>

次に掲げる全ての要件を満たすものであること

- (1) このプロポーザルの公告日において、令和6・7年度淡路市競争入札参加資格者名簿のうち、「物品製造(販売)・役務の提供等」の「広告・催事・展示」の「広告・番組等製作」の区分に登録がある者又は淡路市競争入札参加資格審査を申請し、令和6年7月16日(火)までに、当該区分に登録された者であること。
- (2) 国税及び市税を滞納していない者であること。
- (3) 淡路市商工会及びバス運行事業者などの関係機関との連携を取りまとめ、随時進捗管理を行うとともに、スケジュールに沿ったディレクション及び成果物を納品できる能力を有する者であること。
- (4) このプロポーザルの提案書等を提出した日から契約締結の日までにおいて、淡路市指名停止基準に関する規程(平成17年淡路市訓令第21号)に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、更生計画認可又は再生計画認可の決定がなされている場合は、この限りでない。
- (6) 次のいずれかに該当しない者であること。

ア 役員等(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準じる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、受注者又は再委託契約の受注者に対し、業務を執行する社員、

取締役、執行役又はこれらに準じる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。受注者及び再委託契約の受注者が個人である場合は、その者が淡路市暴力団排除条例（平成25年淡路市条例第9号。以下「暴力団排除条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員（以下単に「暴力団員」という。）であると認められる者

イ 暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与していると認められる者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団員、暴力団又は暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団密接関係者（以下これらを「暴力団等」という。）を利用するなどしたと認められる者

エ 役員等が暴力団等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団等の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与していると認められる者

オ 役員等が暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

カ 本件業務の履行に係る業務の一部（主たる業務の部分を除く。）を第三者に委託する契約を締結するに当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら契約すると認められる者

(7) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。

(8) 公共の福祉に反する活動をしていない者であること。

(9) 法人格を有し、この業務を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財政能力を有している者であること。

履行場所 淡路市地内